「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第４条及び第５条の情報の伝達義務違反並びに同法第６条に係る記録の作成及び保存義務違反に係る同法第７条第１項及び第２項の勧告及びそれに係る公表の指針の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年３月26日
水　　産　　庁

この度、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第４条及び第５条の情報の伝達義務違反並びに同法第６条に係る記録の作成及び保存義務違反に係る同法第７条第１項及び第２項の勧告及びそれに係る公表の指針の一部改正案」について、令和８年１月26日から２月24日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、当該一部改正案に対する御意見等は寄せられませんでした。

今後とも水産業に関する施策の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ】
水産庁漁政部加工流通課
電話：03-3502-8427